

資料 1

食安基発 0623 第1号
平成27年6月23日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿
評価第二課長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長
(公印省略)

平成27年度食品健康影響評価依頼について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」(平成17年11月28日付け厚生労働省食安第1128001号別添中の別紙1)に基づき、平成27年度の食品健康影響評価の依頼計画を、別紙のとおり提出します。



平成 27 年度食品健康影響評価依頼計画

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

1. 食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に 758 物質について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて資料が収集できたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。

平成 27 年 5 月末時点では、暫定基準を設定した 758 物質のうち、これまでに 592 物質について評価を依頼し、そのうち 357 物質については評価が終了している（別添 1 参照）。

2. 暫定基準見直しの基本的な考え方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 166 物質のうち、現時点において国内での登録、承認等があるものが 47 物質であり、一方、国内での登録、承認等がないものが 119 物質となっている（別添 2 参照）。

前者の国内での登録、承認等がある物質については、引き続き関係府省等と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。

後者の国内での登録、承認等がない物質については、毒性や残留試験データだけではなく使用実態についても情報収集に苦慮する物質が多い。評価に必要な資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置等の実施を検討している。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質については、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

3. 平成 27 年度の食品健康影響評価依頼計画について

食品健康影響評価の依頼を行っていない 166 物質のうち、資料の入手が可能である 74 物質（別添 2 の分類 1-1～1-4 及び分類 2-1～2-3 が該当）について、資料が収集できたものから評価依頼を行う予定である。その他の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、状況に応じて評価依頼を行う予定である。

4. その他

平成 27 年 3 月に、既に食品健康影響評価の結果に基づき基準が設定された農薬について、急性参考用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進めの方針を薬事・食品衛生審議会に報告したところであり、引き続き、リスク管理の観点から効果的な基準設定ができるよう、関係府省間で対応について協議させていただきたい。

別添1

ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況

		本基準		暫定基準		残留基準 設定品目
		41		758		799 品目
平成18年5月29日時点						
暫定基準の見直しの状況						
食品安全委員会に 未諮詢	166	食安委評価中 235	49 22	↓ 薬食審部会終了 見直し済 286		
平成27年5月29日現在						
暫定基準	472	削除 74	本基準(新規除外) 255	部会未審議 55	部会終了 見直し済 782	品目
■ 暫定基準 ■ 削除 ■ 本基準(新規除外) ■ 本基準(新規) ■ 食品安全委員会に ■ 食安委評価中 ■ 部会未審議 ■ 部会終了 ■ 見直し済 ■ 未諮詢						

※1『本基準数(新規除外)』は、ポジティブリスト導入後の新規剤の本基準を除く。また、暫定基準見直しの際、「ニトロフラン類」を「ニトロフランゾン」、「ニトロフラントイイン」、「フランソリント」及び「フランゾン」に統合したため1剤として数えている。
 ※2『部会終了』には、一度部会で審議して、部会で再審議を予定している剤を含む。
 ※3『見直し済』は、暫定基準見直しの告示をしたもの及び「プロファム」をいう。また、「ニトロフランゾン」、「ニトロフラントイイン」、「フランソリント」及び「フランゾン」の4剤ではなく、「ニトロフラン類」の1剤として数えている。

別添2

暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

△ 国内登録・承認・指定があるもの：47 物質

分類	物質数	内 容
1-1	16	食品安全委員会と協議中
1-2	5	農林水産省と協議中
1-3	4	厚生労働省で確認中
1-4	16	H27 年度中に追加データが提供される予定
1-5	6	H28 年度中に追加データが提供される予定

△ 国内登録・承認・指定がないもの：119 物質

分類	物質数	内 容
2-1	5	食品安全委員会と協議中
2-2	22	厚生労働省で確認中
2-3	6	大使館からのデータ提供待ち
2-4	86	データ提供の見込みなし

表1：国内登録・承認・指定がある品目

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取締法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	米国	豪州	EU	カナダ	NZ
1-5	44	チオジカルブ及びメソミル(純和とし て。)	METHOMYL, THIODICARB	農業・殺虫剤・ダニ駆除剤	○		○		○	○	○	○	○	○	○
1-5	45	プロボキスル	PROPOXUR	農業・動物薬・殺虫剤		○			○	○	○	○	○	○	○
1-5	46	ポリオキシン	POLYOXINS	農業・殺菌剤	○										
1-5	47	イソシアヌル酸	ISOCYANURATE	動物薬・殺菌消毒剤	○										

備考

- ・「農業取締法」の欄には、平成27年5月時点において食用農産物への適用登録のある農業等については「○」印を付けた。
- ・「医薬品・医療機器法」の欄には、平成27年5月時点における、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する、動物用医薬品であって、承認の使用対象が食
用動物のものには「○」印を付けた。
- ・「飼安法」の欄には、平成27年5月時点において、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項に定める、飼料添加物には「○」印を付けた。
- ・「Codex」の欄には、平成27年5月時点における、Codex基準がある農業等に「○」印を付けた。
- ・「JMPR」、「JECFA」の欄には、平成27年5月時点における、「FAO/WHO合同残留農薬専門家会議」及び「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議」において、評価された農業等に「○」印を付けた。
- ・「基準参考国」の欄には、残留基準の設定根拠データを提供可能であると申し出のあった5カ国地域の基準値を参照した農業等に「○」印を付けた。

表2:国内登録・承認・指定がない品目

分類	順番	品目名	英名	主な用途	農薬 取扱法	医療機器法 医療品法	銅安法	Codex	JECPA	JMPR	基準参照国			
											米国	豪州	EU	カナダ
2-1	1	アルトレノゲスト	ALTRENOGEST	動物薬・ホルモン剤							○	○	○	○
2-1	2	DDT	DDT	農薬・殺虫剤							○	○	○	○
2-1	3	エトリジアゾール	ETRIDIAZOLE	農薬・殺虫剤					○				○	
2-1	4	ドジン	DODINE	農薬・殺虫剤				○			○	○	○	
2-1	5	プロハキザホツブ	PROPAZHATOB	農薬・除草剤							○	○	○	
2-2	6	テルフルチラジン	TERBUTYLAZINE	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	7	1,2-ジクロロジロパン	1,2-DICHLOROPROPANE	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	8	1,2-ジクロロ-3-ケロクロロハシ	1,2-DIBROMO-3-CHLOROPROPANE	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	9	1,2-ジクロモエタン	1,2-DIBROMOETHANE	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	10	二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・婦虫駆除剤・殺虫剤							○	○	○	
2-2	11	オルトフェニルフェノール(OPP)	2-PHENYLPHENOL	農薬・殺虫剤							○	○	○	
2-2	12	イソプロトロン	ISOPROTURON	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	13	エンドリン	ENDRIN	農薬・殺虫剤・緑虫駆除剤							○	○	○	
2-2	14	クロロトルロン	CHLOROTULURON	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	15	フェノフロップ	FENOPROP	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	16	ビアラホス	BILANAFOSBIALAPHOS	農薬・除草剤							○	○	○	
2-2	17	ヒンドン	PINDONE	農薬・殺虫剤							○	○	○	
2-2	18	ヘンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)							○	○	○	
2-2	19	シフェニル	BIPHENYL	農薬・殺虫剤							○	○	○	
2-2	20	ダミージット	DAMINOZIDE	農薬・成長調整剤							○	○	○	
2-2	21	ノルジエストベント	NORGESTOMET	動物薬・ホルモン剤							○	○	○	
2-2	22	ヒドロコルチゾン	HYDROCORTISON	動物薬・ステロイド系消炎剤							○	○	○	

分類	通番	品目名	英名	主な用途	農薬・除草剤	医療機器法	飼育法	Code x	JECFA	JMPR	基準参照国		
											米国	EU	カナダ
2-4	69	トリクロロ酢酸ナトリウム塩(TCA)	SODIUM TCA	農業・除草剤							O		
2-4	70	ニタルソン	NITARSONE	動物薬・寄生虫駆除剤							O		
2-4	71	ニフルステレン酸ナトリウム	SODIUM NIFRUSTYRENATE	動物薬・合成抗園剤									
2-4	72	ネクイネット	NEQUINATE	動物薬・寄生虫駆除剤									
2-4	73	ハクニolate	BUGUINOLATE	動物薬・合成抗園剤							O		
2-4	74	ハロクサン	HALOXON	動物薬・寄生虫駆除剤									
2-4	75	プロモブリレート	BROMOPROPYLATE	農業・ダニ駆除剤				O			O		
2-4	76	フェンプロストラレーン	FENPROSTALENE	動物薬・ホルモン剤							O	O	
2-4	77	ビリオナ・バクナトリウム塩	PYRITHIOBAC-SODIUM	農業・除草剤							O	O	
2-4	78	ビオレスメトリノ	BIORESMETHRIN	農業・殺虫剤				O					
2-4	79	ファムフル	FAMPHUR	動物薬・殺虫剤									
2-4	80	フルミクロラックベンチル	FLUMICLORAC-PENTYL	農業・除草剤							O		
2-4	81	フロハニール(DCPA)	PROPANIL	農業・殺虫剤									
2-4	82	フロラスラム	FLORASULAM	農業・除草剤							O		
2-4	83	ペフレート	PEBULATE	農業・除草剤							O		
2-4	84	ベンズルジ(SAP)	BENSULIDE	農業・殺虫剤							O	O	
2-4	85	ポリキシンB	POLYMYXINE B	動物薬・抗生素質				O					
2-4	86	ホスマツミドン	PHOSPHAMIDON	農業・殺虫剤・ダニ駆除剤							O	O	
2-4	87	メトキシクロール	METHOXYCHLOR	農業・動物薬・殺虫剤							O		
2-4	88	メチルベンゾクエート	METHYLBENZOQUATE	動物薬・寄生虫駆除剤							O		
2-4	89	ライドロマイシン	LAIDLOMYCIN	動物薬・抗生素質							O		
2-4	90	塩酸メトロハイド	METOSERATE-HYDROCHLORIDE	動物薬・鎮静剤							O	O	
2-4	91	硫化カルボニル	CARBONYL SULPHIDE	農業・殺虫剤							O		

分類	通番	品目名	英名	主な用途	農業取締法	医薬品医療機器法	飼育法	Codex	JECPA	JNPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	NZ
2-4	92	2,2-DPA (DPA)	2,2-DPA	農業・除草剤								○			
2-4	93	オキサジキシル	OXADIXYL	農業・殺菌剤								○			
2-4	94	オキサシリソ	OXACILLIN	動物薬・抗生物質								○			
2-4	95	オキサベトリル	OXABETRIL	農業・殺菌剤								○			
2-4	96	オリザリン	ORYZALIN	農業・除草剤								○			
2-4	97	クロジナホンフ酸	CLODINAFOX ACID	農業・除草剤								○	○	○	
2-4	98	テブチウロン	TEBUTHIURON	農業・除草剤								○			
2-4	99	テメトス	TEMEPHOS	動物薬・殺虫剤								○			
2-4	100	テルブトリソ	TERBUTRYN	農業・除草剤								○			
2-4	101	トリアミノール	TRIADIMENOL	農業・殺虫剤								○	○	○	
2-4	102	トリフルムロン	TRIFLUMURON	農業/動物薬・殺虫剤								○			
2-4	103	トリペレナミン	TRIPELENNAINE	動物薬・抗ヒスタミン剤								○			
2-4	104	ナフタロホス	NAPHTHALOPHOS	農業・殺虫剤								○			
2-4	105	ナプロハミド	NAPROPAIMIDE	農業・除草剤								○			
2-4	106	ノボビオシン	NOVOBIOCIN	動物薬・抗生物質								○	○	○	
2-4	107	ハウイロプリム	BAQUILOPRIM	動物薬・合成抗菌剤								○			
2-4	108	ピラクロホス	PYRAZOLOFS	農業・殺虫剤								○			
2-4	109	フェハーリン	PHENOTHIRIN	農業/動物薬・殺虫剤								○			
2-4	110	ブトロキシジム	BUTROXYDIM	農業・除草剤								○			
2-4	111	ブリリメート	BURIMATE	農業・殺菌剤								○			
2-4	112	フラチオカルブ	FURATHIOCARB	農業・殺虫剤								○			
2-4	113	フルプロハヌート	FLUROPROPANE	農業・除草剤								○			
2-4	114	ヘキサクロロベンゼン	HEXACHLOROBENZENE	農業・殺菌剤								○	○		

分類	通番	品目名	英名	主な用途	農事取締法	医療機器法	銅安法	Codex	JEGFA	JMPR	基準参照国			
											米国	豪州	EU	カナダ
2-4	115	メタベンズチアズロン	METHABENZTHIAZURON	農業・除草剤							O			
2-4	116	メトスラム	METOSULAM	農業・除草剤							O	O		
2-4	117	ロキサルシン	ROXARSONE	動物薬・成長促進剤								O		
2-4	118	脂肪族アルコールエトキシレート	ALIPHATIC ALCOHOL ETHOXYLATES	動物薬・殺菌・消毒剤							O			
2-4	119	二塩化エチレン	ETHYLENE DICHLORIDE	農業・殺虫剤							O	O		